

# 令和6年度 掛川市地域型保育 保育料表

階層区分		利用者負担額（保育料）（月額・円）				
		3号認定				
		0歳児		1・2歳児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
生活保護世帯等	1	0	0	0	0	
市民税非課税世帯	2	0	0	0	0	
市民税所得割非課税世帯	3	8,100	8,100	7,200	7,200	
市民税所得割課税世帯	所得割額 16,200円未満	4	9,900	9,900	9,000	9,000
	32,400円未満	5	10,800	10,700	9,900	9,900
	48,600円未満	6	11,700	11,600	10,800	10,700
	57,700円未満	7	17,100	16,900	15,300	15,200
	77,101円未満	8	17,100	16,900	15,300	15,200
	97,000円未満	9	19,800	19,600	18,000	17,800
	121,000円未満	10	27,900	27,500	25,200	24,900
	145,000円未満	11	31,500	31,100	28,800	28,400
	169,000円未満	12	33,300	32,800	30,600	30,200
	190,000円未満	13	39,600	39,000	36,000	35,500
	211,200円未満	14	41,400	40,800	37,800	37,200
	235,000円未満	15	43,200	42,500	39,600	39,000
	268,000円未満	16	47,700	46,900	43,200	42,500
	301,000円未満	17	51,300	50,500	46,800	46,100
	333,000円未満	18	54,900	54,000	49,500	48,700
	365,000円未満	19	57,600	56,700	52,200	51,400
	397,000円未満	20	60,300	59,400	54,900	54,000
	397,000円以上	21	63,000	62,100	57,600	56,700
	上記世帯の内 ・母子(父子)のみの世帯 ・障がい児(者)と同居している世帯等	2	0	0	0	0
		3	4,100	4,100	3,600	3,600
4		5,000	5,000	4,500	4,500	
5		5,400	5,400	5,000	5,000	
6		5,900	5,800	5,400	5,400	
7		8,100	8,100	7,700	7,600	
8	8,100	8,100	7,700	7,600		

## 備考

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所等を利用している場合、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料となります。  
第1階層から第7階層は、多子計算に上記の年齢制限がありません。  
第1階層から第8階層の母子(父子)のみの世帯等は、第2子以降の保育料が無料となります。
- 2 保育料の算定について  
①4月～8月分 前年度(令和5年度)を基に算定 ②9月～3月分 現年度(令和6年度)を基に算定  
※幼児教育・保育の無償化により、令和元年10月以降、0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の保育料は、無料です。
- 3 年齢区分(歳児)については、4月1日現在の年齢が1年間適用されます。
- 4 市民税所得割の額については、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除など、税額から差し引く控除は適用されません(調整控除を除く)。
- 5 標準時間は保育標準時間利用(最長11時間の利用)の保育料、短時間は保育短時間利用(最長8時間の利用)の保育料となります。
- 6 保育料以外に実費にかかる費用を徴収する場合があります。
- 7 自園調理を行わず給食費を徴収する園の保育料は、上記の額の8/9となります。